別記様式第1号（第5条関係）

美祢市東京圏移住支援事業補助金交付申請書

年　　　月　　　日

美祢市長　　　様

美祢市東京圏移住支援事業補助金交付要綱第５条の規定により、補助金の交付について申請します。

１　申請者

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名 | |  | | |  | 生年月日 | | 年 月 日 | |
| 住　　所 | | 〒 | | | | | | 連絡先 |  |
| ＜認定内容＞※該当するものに☑をご記入ください  １　□ 就業　／　□ 専門人材　／　□ テレワーク　／　□ 創業  ２　□ 単身世帯 ／　□ ２人以上の世帯 | | | | | | | | | |
| （フリガナ）　　　　　世帯員の氏名 | | | 続柄 | 生年月日  （転入時の満年齢） | | | 美祢市における新たな　　　　　　　勤務先（学校）の名称と所在地 | | |
| 1 |  | |  | 年　 　月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |
| 2 |  | |  | 年　 　月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |
| 3 |  | |  | 年　 　月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |
| 4 |  | |  | 年　 　月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |
| 5 |  | |  | 年　　 月 　　日  　　　　　　（　　　歳） | | |  | | |

２　各種確認事項（該当するものに〇を付けてください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙「移住支援金の交付申請に関すること」に記載された内容について |  | Ａ 誓約する |  | Ｂ 誓約しない |
| 別紙「個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ 同意する |  | Ｂ 同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、美祢市に居住し、かつ、就業又は創業する意思について |  | Ａ 意思がある |  | Ｂ 意思がない |
| （就業の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ ３親等以内の親族  　 に該当しない |  | Ｂ ３親等以内の親族  　 に該当する |
| （テレワークのみ記載）  移住の意思について |  | Ａ 自己の意思である |  | Ｂ 所属からの命令で  ある |

※各種確認事項の Ｂ に〇を付けた場合は、補助金の交付対象になりません。

３　移住元に関する要件（以下２項目に該当すること）

　□　転入する直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不

　　利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、

　　雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと

　□　転入する直前までに、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利

　　地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区への通

　　勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

※ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学

　し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象

　期間とすることができる。

・直前10年間の住民票上の住所及び居住期間

　（住所及び期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（住所及び期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（住所及び期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・旧勤務先、所在地及び勤務時間

　（勤務先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（勤務先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（勤務先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・旧通学先、所在地及び在学期間

　（勤務先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４　移住先に関する要件（該当するものにチェック又は記入してください。）

**（１）就業（一般）の場合**

□ 令和元年8月7日以降に転入したこと。

□ 就業先が、山口県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人である

こと。

□ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人

への就業でないこと。

□ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職し

ていること。

□ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに、当該求人が補助金の対象として掲載された日以

降であること。

□ 当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

□ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

**（２）就業（専門人材）の場合**

□ 令和3年4月1日以降に転入したこと。

□ 勤務地が山口県内に所在すること。

□ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職し

ていること。

□ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

□ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこ

と。

**（３）テレワークの場合**

□ 令和3年4月1日以降に転入したこと。

□ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の

本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

□ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていな

いこと。

（移住後の生活状況）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 勤務先所在地 |  |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　　　回程度　／　行くことはない　／  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**（４）創業の場合**

□ 平成31年4月18日以降に転入したこと。

□ 公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金（以下「創業補助金」とい

う。）の交付決定を受けていること。

□ 申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

【添付書類】

　① 転入後の世帯全員の住民票の写し

　② 移住元の世帯全員の戸籍の附票の写し又は、住民票の除票の写し（転入前の10年間のう

　 ち、東京23区内に通算5年以上の居住地が確認できるもの）

　③ 就業の場合：就業先の就業証明書（別記様式第2号）

　④ 創業の場合：支給対象者へのやまぐち創業補助金の交付決定通知書の写し

【場合により必要な書類】

<雇用される者として、東京圏に居住し東京23区内へ通勤していた場合>

　⑤ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は法定の退職証明書及び離職票

　（移住前1年間の在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

<個人事業主等で、東京圏に居住し東京23区内へ通勤していた場合>

　⑥ 開業届出済証明書等（移住元の在勤地を確認できる書類）

　⑦ 個人事業主等の納税証明書（移住元の在勤期間を確認できる書類）

　<東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職していた場合>

　⑧ 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

　⑨ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書（移住元の在勤地、在勤期間、及び雇用保険

　 の被保険者であったことを確認できる書類）

<その他>

　⑩ その他参考となる資料

別紙

**□ 誓約事項**

移住支援金の交付申請に関すること

１　「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に関する報告及び立入調査について、山口県及び美祢市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 申請日から３年未満に美祢市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 就業の場合において、申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4) 「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援及びマッチング支援事業実施要領」又は「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業実施要領」に基づく交付決定を取り消された場合：全額

(5) 山口県及び美祢市から求められた報告及び立入調査に応じないとき：全額

(6) 申請日から３年以上５年以内に美祢市以外の市区町村に転出した場合：半額

**□ 同意事項**

「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」及び「山口県移住支援

事業（創業）及び創業支援事業」に係る個人情報の取扱い

　山口県及び美祢市は、「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び美祢市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

**上記事項について、誓約及び同意します。**

**また、美祢市東京圏移住支援事業補助金交付要綱に規定する要件確認のため、美祢市が申請者及び世帯全員の住民基本台帳及び課税状況等の調査・納付確認を行うことを承諾します。**

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　（申請者） 氏　名